

広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合規約の変更について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 12 月 6 日

安芸高田市長 石丸 伸二

広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合規約の変更について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 286 条第 1 項の規定により、令和 6 年 4 月 1 日から、広島県市町総合事務組合の共同処理する事務を変更し、これに伴い次のとおり広島県市町総合事務組合規約(昭和 35 年指令地第 803 号)を変更することについて、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

広島県市町総合事務組合同規約の一部を改正する規約

広島県市町総合事務組合同規約(昭和 35 年指令地第 803 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「

1 組合市町の職員に対する退職手当の支給に関する事務	竹原市、三原市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町、世羅中央病院企業団、広島県市町総合事務組合、安芸地区衛生施設管理組合、芸北広域環境施設組合、広島中部台地土地改良施設管理組合、宮島ボートレース企業団、広島中央環境衛生組合
----------------------------	--

」を「

1 組合市町の職員に対する退職手当の支給に関する事務	竹原市、三原市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町、世羅中央病院企業団、広島県市町総合事務組合、安芸地区衛生施設管理組合、芸北広域環境施設組合、広島中部台地土地改良施設管理組合、宮島ボートレース企業団、広島中央環境衛生組合
----------------------------	--

」に改める。

附 則

この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。